

ダウンロード

○東京都北区立ふれあい館条例（平成8年3月28日条例第1号）

東京都北区立ふれあい館条例

平成八年三月二八日
条例第一号

改正	平成九年三月二八日条例第二六号	平成一〇年三月三〇日条例第二四号
	平成一〇年六月一七日条例第四二号	平成一一年一二月八日条例第三八号
	平成一二年九月二九日条例第六二号	平成一三年七月六日条例第三八号
	平成一四年三月二八日条例第八号	平成一四年六月二八日条例第二四号
	平成一四年一二月六日条例第三六号	平成一五年一〇月一〇日条例第三〇号
	平成一六年一二月七日条例第三四号	平成一七年三月二九日条例第一二号
	平成一八年一二月八日条例第六〇号	平成二〇年一二月五日条例第五一号
	平成二一年一〇月九日条例第三七号	平成二三年一二月六日条例第二九号
	平成二六年一二月五日条例第三八号	平成二七年七月三日条例第四六号
	平成二九年三月二二日条例第一四号	平成二九年一二月四日条例第五二号

（設置）

第一条 地域のコミュニティ活動の場を提供することにより、区民の福祉の増進を図るため、東京都北区立ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第二条 ふれあい館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（施設）

第三条 ふれあい館に、次の施設を設ける。

- 一 集会コーナー
- 二 高齢者福祉コーナー
- 三 その他区長が必要と認める施設

（事業）

第四条 ふれあい館は、第一条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会議その他集会等の使用に関すること。
- 二 高齢者の教養の向上及びレクリエーションその他高齢者福祉に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

（指定管理者による管理）

第四条の二 ふれあい館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次の要件を満たすものでなければならない。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体を主な構成員とする団体であること。
- 二 ふれあい館を自主的に管理することにより、地域のコミュニティ活動の推進に寄与するものであること。

（指定管理者が行う業務）

第四条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第五条に規定する使用の承認及び不承認、第十条に規定する特別の設備等の承認並びに第十一条に規定する使用承認の取消し等に関すること。
- 二 ふれあい館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 高齢者の教養の向上、レクリエーションその他高齢者福祉に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

- 第四条の四 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他東京都北区規則(以下「規則」という。)で定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。
 - 3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準を総合的に審査し、ふれあい館の管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、東京都北区議会(以下「議会」という。)の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画書の内容が使用者に対する公平かつ適切なサービスの確保に資するものであること。
 - 二 事業計画書の内容がふれあい館の効用を最大限に発揮し、又は管理経費の縮減が図られるものであること。
 - 三 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、ふれあい館の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、区長は、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であつて、現に指定管理者に指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該ふれあい館の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるときは、現指定管理者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。
 - 5 区長は、指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。
(指定管理者の指定の取消し等)
- 第四条の五 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 ふれあい館の管理に関する区長の指示に従わないとき。
 - 二 関係法令及びこの条例その他の関係条例等を遵守しないとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者によるふれあい館の管理を継続することが適当でないときと区長が認めるとき。
- 2 前項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、必要があると認めるときは、区長は第四条の三に規定する業務の全部又は一部を行うことができる。
 - 3 区長は、第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、遅滞なくその旨を告示するものとする。
(報告の聴取等)
- 第四条の六 指定管理者は、規則で定めるところにより、毎年度終了後、その管理するふれあい館に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。年度の途中において前条第一項の規定により指定を取り消されたときも、また同様とする。
- 2 区長は、ふれあい館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は当該管理の業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。
(協定の締結)
- 第四条の七 指定管理者の指定を受けるものは、ふれあい館の管理に関し、規則で定めるところにより区と協定を締結しなければならない。
(使用時間等)
- 第四条の八 ふれあい館の使用時間(別表第二に定めるものを除く。)及び休館日は、規則で定める。
(使用承認等)
- 第五条 別表第二施設の欄に掲げる施設(高齢者福祉コーナーとして使用する場合を除く。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長(指定管理者に管理を行わせる場合は、指定管理者とする。次項及び第三項、第十条並びに第十一条において同じ。)の使用承認を受けなければならない。
- 2 高齢者福祉コーナーを使用することができる者は、年齢六十歳以上の者とする。ただし、その他区長が特に認めた者は、高齢者福祉コーナーを使用することができる。

3 区長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の使用承認をしない。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 施設等をき損するおそれがあると認めるとき。
- 三 その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料の納付等)

第六条 前条第一項の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第二に定める使用料を前納しなければならない。

2 高齢者福祉コーナーの使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の禁止等)

第十条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、ふれあい館を使用する者に対し、第五条第一項の使用承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- 一 使用の目的に反する行為をし、又は使用の条件に違反したとき。
- 二 この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 三 工事その他の都合により区長が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第十二条 ふれあい館を使用する者は、使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第十三条 ふれあい館の施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年五月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(東京都北区立区民館の設置及び管理に関する条例及び東京都北区立福祉館条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 東京都北区立区民館の設置及び管理に関する条例（昭和二十七年十月東京都北区条例第二十六号）
- 二 東京都北区立福祉館条例（昭和四十八年六月東京都北区条例第十一号）

(経過措置)

4 施行日から平成八年六月二日までの間、別表第一中

「

東京都北区立滝野川西ふれあい館	東京都北区滝野川六丁目二十一番二十五号
-----------------	---------------------

 」
とあるのは

「 東京都北区立滝野川西ふれあい館 | 東京都北区滝野川五丁目十番一号 」
とし、別表第二中

「 (滝野川西ふれあい館)

区分	午前	午後	夜間
施設			
第一和室	九〇〇円	一、六〇〇円	二、一〇〇円
第二和室			三、〇〇〇円
第三和室			一、七〇〇円
第五和室			一、二〇〇円
第六和室			一、一〇〇円
第一ホール	三、二〇〇円	五、五〇〇円	七、一〇〇円
第二ホール	一、五〇〇円	二、七〇〇円	三、五〇〇円
多目的ホール	五、二〇〇円	九、一〇〇円	一一、七〇〇円
音楽練習室	二時間につき 七〇〇円		

とあるのは

「 (滝野川西ふれあい館)

区分	午前	午後	夜間
施設			
第一和室	二〇〇円	三〇〇円	四〇〇円
第二和室	二〇〇円	三〇〇円	四〇〇円
第一ホール	二〇〇円	四〇〇円	五〇〇円
第二ホール	二〇〇円	四〇〇円	五〇〇円

とする。

付 則 (平成九年三月二八日条例第二六号)

(施行期日)

- この条例中第一条の規定は平成九年五月一日から、第二条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成九年六月規則第四六号で、同九年八月四日から施行)

(準備行為)

- 滝野川東ふれあい館の施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例中第二条の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都北区立ふれあい館条例の規定により既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

付 則 (平成一〇年三月三〇日条例第二四号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、東京都北区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成一〇年六月規則第四八号で、同一〇年八月三日から施行)

(準備行為)

- 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則 (平成一〇年六月一七日条例第四二号)

この条例は、平成十年十月一日から施行する。

付 則（平成十一年一二月八日条例第三八号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都北区立ふれあい館条例の規定により既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成一二年九月二九日条例第六二号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一三年七月六日条例第三八号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年九月三日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の東京都北区立ふれあい館条例別表第二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成一四年三月二八日条例第八号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年六月二八日条例第二四号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年九月十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成一四年一二月六日条例第三六号）

この条例は、平成十五年三月三日から施行する。

付 則（平成一五年一〇月一〇日条例第三〇号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
（準備行為）
- 2 第二ホールの使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成一六年一二月七日条例第三四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
（準備行為）
- 2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成一七年三月二九日条例第一二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から第四項までの規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の東京都北区立ふれあい館条例（以下「新条例」という。）第四条の二に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

- 3 施行日前においてこの条例による改正前の東京都北区立ふれあい館条例第十四条の規定により管理を委託している東京都北区立ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）については、地方自治法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十一号）の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に同法による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）二百四十四条の二第三項の規定によるふれあい館の管理に係る指定をした場合は、当該指定の日）までは、なお従前の

例による。

4 前項に規定する管理を委託しているふれあい館について指定管理者を指定する場合は、新条例第四條の四第四項の例により、現に当該ふれあい館の管理に関する事務を受託しているものを指定管理者の候補者に指定することができる。

5 施行日前になされた使用承認その他の行為で施行日以後の使用に係るものについては、新条例に基づきなされたものとみなす。

付 則（平成一八年一二月八日条例第六〇号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成二〇年一二月五日条例第五一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成二一年一〇月九日条例第三七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成二三年一二月六日条例第二九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立ふれあい館条例別表第二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成二六年一二月五日条例第三八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の東京都北区立ふれあい館条例別表第二の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成二七年七月三日条例第四六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立ふれあい館条例別表第二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認する使用に係る使用料について適用し、施行日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成二九年三月二二日条例第一四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成二九年五月規則第四〇号で、同二九年五月一六日から施行）

（準備行為）

- 2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の東京都北区立ふれあい館条例別表第二の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成二九年一二月四日条例第五二号）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三条の規定 公布の日

二 第一条中東京都北区立ふれあい館条例別表第一の改正規定及び同条例別表第二の改正規定（同表一の部（志茂東ふれあい館）の項を削る部分及び同表二の部（志茂東ふれあい館）の項を削る部分に限る。） 平成三十年三月二十七日

三 第二条の規定 平成三十年四月二十三日

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の東京都北区立ふれあい館条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

第三条 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、付則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

別表第一（第二条関係）

東京都北区立浮間ふれあい館	東京都北区浮間二丁目十番二号
東京都北区立赤羽ふれあい館	東京都北区赤羽一丁目五十九番九号
東京都北区立志茂ふれあい館	東京都北区志茂一丁目三十四番十七号
東京都北区立神谷ふれあい館	東京都北区神谷三丁目三十五番十七号
東京都北区立赤羽北ふれあい館	東京都北区赤羽北二丁目二十五番八一二百一 号
東京都北区立桐ヶ丘ふれあい館	東京都北区桐ヶ丘二丁目七番四十三号
東京都北区立島下ふれあい館	東京都北区赤羽西六丁目十番十二号
東京都北区立稲付ふれあい館	東京都北区赤羽西三丁目十九番五号
東京都北区立西が丘ふれあい館	東京都北区西が丘一丁目四十七番十五号
東京都北区立東十条ふれあい館	東京都北区東十条三丁目二番十四号
東京都北区立王子ふれあい館	東京都北区豊島一丁目十四番十二号
東京都北区立豊島ふれあい館	東京都北区豊島三丁目二十七番二十二号
東京都北区立上十条ふれあい館	東京都北区上十条三丁目三番九号
東京都北区立十条台ふれあい館	東京都北区中十条一丁目二番十八号
東京都北区立岸町ふれあい館	東京都北区岸町一丁目六番十七号
東京都北区立堀船ふれあい館	東京都北区堀船三丁目七番十二号
東京都北区立昭和町ふれあい館	東京都北区昭和町三丁目十番七号
東京都北区立東田端ふれあい館	東京都北区東田端二丁目二十番五十一号
東京都北区立田端ふれあい館	東京都北区田端三丁目十六番二号

東京都北区立滝野川東ふれあい館	東京都北区滝野川一丁目四十六番七号
東京都北区立滝野川西ふれあい館	東京都北区滝野川六丁目二十一番二十五号

別表第二（第四条の八一第六条関係）

- 一 使用者が区民である場合
（浮間ふれあい館）

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室					一、三八〇円
第二和室					一、七八〇円
第三和室					九二〇円
第一ホール			一、二〇〇円	二、一四〇円	二、七八〇円
第二ホール			九八〇円	一、七四〇円	二、二六〇円
第三ホール	A・B		三、九二〇円	六、九二〇円	八、九八〇円
	A		一、八二〇円	三、二二〇円	四、一八〇円
	B		二、一〇〇円	三、七〇〇円	四、八〇〇円

（赤羽ふれあい館）

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室					一、三八〇円
第二和室					九八〇円
集会室					六六〇円

（志茂ふれあい館）

施設		区分	午前	午後	夜間
和室	規則で定める日				二、三〇〇円
	その他の日		一、〇四〇円	一、八四〇円	
ホール	A・B		二、三四〇円	四、三四〇円	五、六二〇円
	A		一、二六〇円	二、三二〇円	三、〇二〇円
	B		一、〇八〇円	二、〇二〇円	二、六〇〇円

（神谷ふれあい館）

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室			一、三〇〇円	二、二〇〇円	二、八〇〇円
第一ホール			三、三四〇円	五、八八〇円	七、六四〇円
第二ホール			一、五〇〇円	二、六四〇円	三、四二〇円
第二和室					一、八四〇円
第三和室					九八〇円
第五和室					九八〇円
第三ホール					二、五二〇円
音楽練習室			二時間につき 九二〇円		

（赤羽北ふれあい館）

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室			一、〇六〇円	一、九〇〇円	二、三八〇円
第二和室					一、九八〇円
第三和室					九八〇円
娯楽室					一、二二〇円
第一ホール	A・B		四、〇二〇円	七、一〇〇円	九、二二〇円
	A		二、七二〇円	四、八〇〇円	六、二四〇円
	B		一、三〇〇円	二、三〇〇円	二、九八〇円
第二ホール			一、六二〇円	二、八六〇円	三、七二〇円
音楽練習室			二時間につき 一、〇二〇円		

(桐ヶ丘ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室					六〇〇円
第二和室					七二〇円
第三和室					七四〇円
第五和室					六〇〇円

(島下ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室					七四〇円
第二和室					四四〇円
第三和室					一、二〇〇円

(稲付ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室					七二〇円
第二和室					三六〇円
第三和室					一、五〇〇円

(西が丘ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
和室	規則で定める日				二、三〇〇円
	その他の日		一、〇四〇円	一、八四〇円	
第一ホール			一、五六〇円	二、九二〇円	三、七六〇円
第二ホール			四八〇円	八八〇円	一、一四〇円

(東十条ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室			九二〇円	一、六四〇円	二、〇四〇円

第二和室				九二〇円
第三和室				七八〇円
第五和室				一、六二〇円
第一ホール	A・B	三、二六〇円	五、七六〇円	七、四八〇円
	A	二、二四〇円	三、九四〇円	五、一二〇円
	B	一、〇二〇円	一、八二〇円	二、三六〇円
第二ホール		一、四四〇円	二、五四〇円	三、三二〇円
展示コーナー	展示日	一日につき 四、三八〇円		
	搬入搬出日	一、三二〇円	一、七四〇円	一、三二〇円
音楽練習室		二時間につき 九二〇円		

(王子ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
和室	規則で定める日				一、三二〇円
	その他の日		五八〇円	一、〇〇〇円	
第一ホール			一、二〇〇円	二、二二〇円	二、八八〇円
第二ホール			八〇〇円	一、四八〇円	一、九〇〇円

(豊島ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室			一、一〇〇円	一、九〇〇円	二、四〇〇円
第二和室					九八〇円
第三和室					九八〇円
第五和室					二、一二〇円
第一ホール	A・B		二、四二〇円	四、二八〇円	五、五六〇円
	A		一、二四〇円	二、二〇〇円	二、八四〇円
	B		一、一八〇円	二、〇八〇円	二、七二〇円
第二ホール			一、二二〇円	二、一六〇円	二、八〇〇円
音楽練習室			二時間につき 八二〇円		

(上十条ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一ホール			二、一六〇円	三、八二〇円	四、九六〇円
第一和室					一、三八〇円
第二和室					一、三八〇円
第三和室					九二〇円
第二ホール					一、九四〇円
第五和室			七〇〇円	一、二六〇円	一、五八〇円

(十条台ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室			四四〇円	七八〇円	九八〇円

第二和室	四四〇円	七八〇円	九八〇円
第一ホール	三、一〇〇円	五、四八〇円	七、一〇〇円
第三和室			一、九八〇円
第五和室			一、一八〇円
第六和室			九八〇円
第二ホール	一、四六〇円	二、五六〇円	三、三四〇円

(岸町ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一集会室		三六〇円	六六〇円	八六〇円
第二集会室		七二〇円	一、三六〇円	一、七六〇円
第三集会室				一、一六〇円
第五集会室		三、一六〇円	四、〇〇〇円	五、一八〇円
和室				八二〇円

(堀船ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室				一、〇六〇円
第二和室		三〇〇円	六〇〇円	七八〇円
第三和室		二〇〇円	四〇〇円	五二〇円
ホール	A・B	一、六四〇円	三、〇四〇円	三、九二〇円
	A又はB	八二〇円	一、五二〇円	一、九六〇円
第一集会室				八二〇円
第二集会室				六〇〇円

(昭和町ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
洋間				一、八四〇円
第一和室				七八〇円
第二和室				七八〇円
第一ホール	A・B	二、九六〇円	五、二〇〇円	六、七六〇円
	A	一、四八〇円	二、六〇〇円	三、三八〇円
	B	一、四八〇円	二、六〇〇円	三、三八〇円
第二ホール		一、〇四〇円	一、八四〇円	二、三八〇円
第三ホール	A・B	四、四八〇円	七、八八〇円	一〇、二四〇円
	A	二、七八〇円	四、九〇〇円	六、三六〇円
	B	一、七〇〇円	二、九八〇円	三、八八〇円

(東田端ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室				一、三八〇円
第二和室				九二〇円
ホール	A・B	一、九二〇円	三、六〇〇円	四、六八〇円

	A又はB	九六〇円	一、八〇〇円	二、三四〇円
--	------	------	--------	--------

(田端ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室				六六〇円
第二和室				六六〇円
洋間				二、三〇〇円
第一ホール		二、八二〇円	四、九六〇円	六、四六〇円
第二ホール		一、六四〇円	二、八八〇円	三、七四〇円
第三ホール		一、三四〇円	二、三六〇円	三、〇六〇円

(滝野川東ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室		一、一〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
第一ホール	A・B	三、〇八〇円	五、四四〇円	七、〇八〇円
	A	一、九六〇円	三、四六〇円	四、五〇〇円
	B	一、一二〇円	一、九八〇円	二、五八〇円
第二ホール		一、五二〇円	二、六八〇円	三、五〇〇円
第二和室				九八〇円
第三和室				一、一八〇円
第五和室				二、九八〇円

(滝野川西ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室		一、〇〇〇円	一、八四〇円	二、三〇〇円
第二和室				一、三二〇円
第三和室				一、三二〇円
第五和室				七八〇円
第六和室				七八〇円
第一ホール		三、八八〇円	六、八四〇円	八、八八〇円
第二ホール		一、九〇〇円	三、三四〇円	四、三二〇円
多目的ホール		六、四二〇円	一一、三〇〇円	一四、六八〇円
音楽練習室		二時間につき 七二〇円		

二 使用者が区民以外である場合

(浮間ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室				二、〇七〇円
第二和室				二、六七〇円
第三和室				一、三八〇円
第一ホール		一、八〇〇円	三、二一〇円	四、一七〇円
第二ホール		一、四七〇円	二、六一〇円	三、三九〇円
	A・B	五、八八〇円	一〇、三八〇円	一三、四七〇円

第三ホール	A	二、七三〇円	四、八三〇円	六、二七〇円
	B	三、一五〇円	五、五五〇円	七、二〇〇円

(赤羽ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室				二、〇七〇円
第二和室				一、四七〇円
集会室				九九〇円

(志茂ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
和室	規則で定める日			三、四五〇円
	その他の日	一、五六〇円	二、七六〇円	
ホール	A・B	三、五一〇円	六、五一〇円	八、四三〇円
	A	一、八九〇円	三、四八〇円	四、五三〇円
	B	一、六二〇円	三、〇三〇円	三、九〇〇円

(神谷ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室		一、九五〇円	三、三〇〇円	四、二〇〇円
第一ホール		五、〇一〇円	八、八二〇円	一一、四六〇円
第二ホール		二、二五〇円	三、九六〇円	五、一三〇円
第二和室				二、七六〇円
第三和室				一、四七〇円
第五和室				一、四七〇円
第三ホール				三、七八〇円
音楽練習室	二時間につき 一、三八〇円			

(赤羽北ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室		一、五九〇円	二、八五〇円	三、五七〇円
第二和室				二、九七〇円
第三和室				一、四七〇円
娯楽室				一、八三〇円
第一ホール	A・B	六、〇三〇円	一〇、六五〇円	一三、八三〇円
	A	四、〇八〇円	七、二〇〇円	九、三六〇円
	B	一、九五〇円	三、四五〇円	四、四七〇円
第二ホール		二、四三〇円	四、二九〇円	五、五八〇円
音楽練習室	二時間につき 一、五三〇円			

(桐ヶ丘ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
----	----	----	----	----

施設			
第一和室			九〇〇円
第二和室			一、〇八〇円
第三和室			一、一一〇円
第五和室			九〇〇円

(島下ふれあい館)

	区分	午前	午後	夜間
施設				
第一和室				一、一一〇円
第二和室				六六〇円
第三和室				一、八〇〇円

(稲付ふれあい館)

	区分	午前	午後	夜間
施設				
第一和室				一、〇八〇円
第二和室				五四〇円
第三和室				二、二五〇円

(西が丘ふれあい館)

	区分	午前	午後	夜間
施設				
和室	規則で定める日			三、四五〇円
	その他の日	一、五六〇円	二、七六〇円	
第一ホール		二、三四〇円	四、三八〇円	五、六四〇円
第二ホール		七二〇円	一、三二〇円	一、七一〇円

(東十条ふれあい館)

	区分	午前	午後	夜間
施設				
第一和室		一、三八〇円	二、四六〇円	三、〇六〇円
第二和室				一、三八〇円
第三和室				一、一七〇円
第五和室				二、四三〇円
第一ホール	A・B	四、八九〇円	八、六四〇円	一一、二二〇円
	A	三、三六〇円	五、九一〇円	七、六八〇円
	B	一、五三〇円	二、七三〇円	三、五四〇円
第二ホール		二、一六〇円	三、八一〇円	四、九八〇円
展示コーナー	展示日	一日につき 六、五七〇円		
	搬入搬出日	一、九八〇円	二、六一〇円	一、九八〇円
音楽練習室		二時間につき 一、三八〇円		

(王子ふれあい館)

	区分	午前	午後	夜間
施設				

和室	規則で定める日			一、九八〇円
	その他の日	八七〇円	一、五〇〇円	
第一ホール		一、八〇〇円	三、三三〇円	四、三二〇円
第二ホール		一、二〇〇円	二、二二〇円	二、八五〇円

(豊島ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室			一、六五〇円	二、八五〇円	三、六〇〇円
第二和室					一、四七〇円
第三和室					一、四七〇円
第五和室					三、一八〇円
第一ホール	A・B		三、六三〇円	六、四二〇円	八、三四〇円
	A		一、八六〇円	三、三〇〇円	四、二六〇円
	B		一、七七〇円	三、一二〇円	四、〇八〇円
第二ホール			一、八三〇円	三、二四〇円	四、二〇〇円
音楽練習室		二時間につき 一、二三〇円			

(上十条ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一ホール			三、二四〇円	五、七三〇円	七、四四〇円
第一和室					二、〇七〇円
第二和室					二、〇七〇円
第三和室					一、三八〇円
第二ホール					二、九一〇円
第五和室			一、〇五〇円	一、八九〇円	二、三七〇円

(十条台ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室			六六〇円	一、一七〇円	一、四七〇円
第二和室			六六〇円	一、一七〇円	一、四七〇円
第一ホール			四、六五〇円	八、二二〇円	一〇、六五〇円
第三和室					二、九七〇円
第五和室					一、七七〇円
第六和室					一、四七〇円
第二ホール			二、一九〇円	三、八四〇円	五、〇一〇円

(岸町ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一集会室			五四〇円	九九〇円	一、二九〇円
第二集会室			一、〇八〇円	二、〇四〇円	二、六四〇円
第三集会室					一、七四〇円
第五集会室			三、二四〇円	六、〇〇〇円	七、七七〇円

和室			一、二三〇円
----	--	--	--------

(堀船ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室					一、五九〇円
第二和室			四五〇円	九〇〇円	一、一七〇円
第三和室			三〇〇円	六〇〇円	七八〇円
ホール	A・B		二、四六〇円	四、五六〇円	五、八八〇円
	A又はB		一、二三〇円	二、二八〇円	二、九四〇円
第一集会室					一、二三〇円
第二集会室					九〇〇円

(昭和町ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
洋間					二、七六〇円
第一和室					一、一七〇円
第二和室					一、一七〇円
第一ホール	A・B		四、四四〇円	七、八〇〇円	一〇、一四〇円
	A		二、二二〇円	三、九〇〇円	五、〇七〇円
	B		二、二二〇円	三、九〇〇円	五、〇七〇円
第二ホール			一、五六〇円	二、七六〇円	三、五七〇円
第三ホール	A・B		六、七二〇円	一一、八二〇円	一五、三六〇円
	A		四、一七〇円	七、三五〇円	九、五四〇円
	B		二、五五〇円	四、四七〇円	五、八二〇円

(東田端ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室					二、〇七〇円
第二和室					一、三八〇円
ホール	A・B		二、八八〇円	五、四〇〇円	七、〇二〇円
	A又はB		一、四四〇円	二、七〇〇円	三、五一〇円

(田端ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
第一和室					九九〇円
第二和室					九九〇円
洋間					三、四五〇円
第一ホール			四、二三〇円	七、四四〇円	九、六九〇円
第二ホール			二、四六〇円	四、三二〇円	五、六一〇円
第三ホール			二、〇一〇円	三、五四〇円	四、五九〇円

(滝野川東ふれあい館)

施設		区分	午前	午後	夜間
----	--	----	----	----	----

施設			
第一和室		一、六五〇円	三、〇〇〇円
第一ホール	A・B	四、六二〇円	八、一六〇円
	A	二、九四〇円	五、一九〇円
	B	一、六八〇円	二、九七〇円
第二ホール		二、二八〇円	四、〇二〇円
第二和室			一、四七〇円
第三和室			一、七七〇円
第五和室			四、四七〇円

(滝野川西ふれあい館)

施設	区分	午前	午後	夜間
第一和室		一、五〇〇円	二、七六〇円	三、四五〇円
第二和室				一、九八〇円
第三和室				一、九八〇円
第五和室				一、一七〇円
第六和室				一、一七〇円
第一ホール		五、八二〇円	一〇、二六〇円	一三、三二〇円
第二ホール		二、八五〇円	五、〇一〇円	六、四八〇円
多目的ホール		九、六三〇円	一六、九五〇円	二二、〇二〇円
音楽練習室	二時間につき	一、〇八〇円		

備考

- 1 この表において、区民とは、区内に住所を有する者（法人その他の団体にあつては、その事業所が区内に存するもの）をいう。
- 2 この表において、午前とは午前九時から午後零時まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後六時から午後十時（東十条ふれあい館の展示コーナーにおいては、午後九時）までをいう。
- 3 音楽練習室の使用区分は、次のとおりとする。
 - 一 午前十時から午後零時まで
 - 二 午後零時三十分から午後二時三十分まで
 - 三 午後三時から午後五時まで
 - 四 午後五時三十分から午後七時三十分まで
 - 五 午後八時から午後十時まで
- 4 施設の規定使用時間を超える場合には、管理上支障のない限りにおいてこれを認め、超過時間が一時間未満（三十分未満の場合は切り捨てる。）にあつては、規定使用料の二割、一時間以上二時間未満にあつては五割、二時間以上三時間未満にあつては八割に相当する額（その額に十円未満の端数金額が生じるときは、当該端数金額を切り捨てた額）の使用料を徴収する。